お客様用資料
実用新案制度編
（2024年度版）

～実用新案登録をお考えのお客様へ～

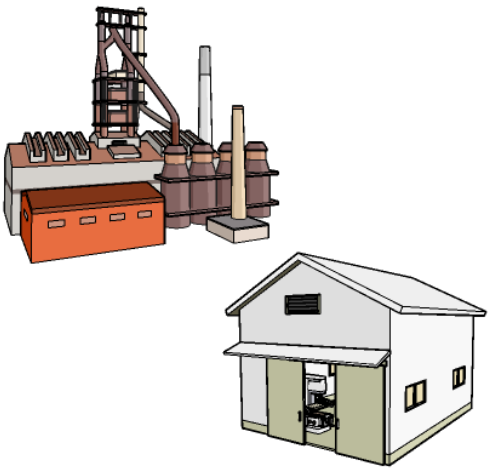

Utility Model

中川特許事務所
弁理士　中川　淨宗

～　目　次　～

Ⅰ．実用新案の保護対象・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ．実用新案のメリット・・・・・・・・・・・・7
Ⅲ．実用新案登録の手続・・・・・・・・・・・・9
Ⅳ．実用新案の費用料金・・・・・・・・・・・・12
Ⅴ．実用新案の申請様式・・・・・・・・・・・・16
Ⅵ．特許実用新案の違い・・・・・・・・・・・・22
Ⅵ．実用新案の質問相談・・・・・・・・・・・・27

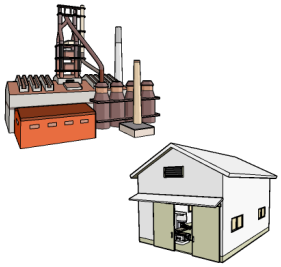

Ⅰ．実用新案の保護対象

１．発明の４つの要件

「実用新案法」は、実用新案権によって考案を保護するための法律です。そうすると、特許庁に出願を行って実用新案登録を行うためには、まず、お客様のアイデアが実用新案法の定める「考案」でなければなりません。法律上の考案に該当するためには、以下の３つの要件を全て満たしている必要があります。

考案の１つ目の要件は「自然法則を利用していること」です。「自然法則」とは、自然界において生じるさまざまな現象の間に成立していることが、経験的に見いだされる一般的な原則のことです。例えば、化学変化が起きてもその前後で物体の総質量は変わらないとする「質量保存の法則」のような自然科学上の法則はもちろん、「丸太は水に浮かぶ」といった各種の自然現象も自然法則に該当します。

一方、自然法則に該当しないものの例としては、数学上の公式のような数学上の法則、スポーツやゲームのルールのような人為的な取決め、商品の購入意欲を起こさせる広告宣伝手法といった人間の心理法則などが挙げられます。

また、自然法則の「利用」とは、なんらかの自然法則を利用することで、一定の技術的な作用効果を発揮することです。したがって、以下のようなものは、自然法則を利用していないため、実用新案法上の考案には該当しません。

・自然法則それ自体

例）水は高い所から低い所へ流れるといった自然現象そのもの

・自然法則に反するアイデア

例）エネルギーを加えなくても動き続けるエンジンといった永久機関

（エネルギー保存の法則に反するアイデア）

・自然法則以外の法則を利用するアイデア

例）人為的な取り決めを利用したアイデア

（新しいルールに基づいた新規なスポーツやゲーム）

考案の２つ目の要件は「技術的思想であること」です。「技術」とは、一定の目的を達成するための具体的な手段のことです。技術であるためには、同じ条件の下であれば同じ結果が得られるという「反復可能性」を備えている必要があります。ただし、反復可能性は、その結果を再現できる確率（再現率）が100％であることを要求するものではありません。

したがって、たとえ再現率が低くても、確実にその結果が得られるのであれば、反復可能性が認められます。例えば、御木本幸吉氏が発明した真珠の養殖法（特許 2670 号）は、最初の内は、加工した真珠貝の１～２％からしか真珠を採れなかったというのは有名な話です。したがって、以下のようなものは、技術的思想ではないため、実用新案法上の考案には該当しません。

・技能・技倆・こつ・奥義

例）スープを飛び散らせないようにするラーメンの食べ方

・情報の単なる提示

例）収録されている音楽にのみ特徴がある CD

・単なる美的創造物

例）版画や写真といった芸術作品

・未完成発明

例）瞬間移動装置のように具体性がなく、単なる願望に過ぎないもの

考案の３つ目の要件は「**創作性があること**」です。「**創作**」とは、人間がその精神的な活動を通じて、新たに何かを創り出すことをいいます。よって、新種の鉱物・植物・動物を見いだしたといったように、既に存在しているものを見つけ出す「**発見**」は、考案に該当しません。

例えば、磁力を備えた新たな物質を発見しても、それ自体は発見にすぎないため、実用新案権を取得することはできません。一方、そのような磁力を備えた新規な物質を利用して、お互いをくっつけて失くならないようにしたヘアピンのアイデアは、実用新案権を取得することができます。

上記の３つの要件は、発明の４つの要件と同じです。しかし、考案は、発明の４つ目の要件である「**高度性があること**」を要件としていません。この要件は、技術には様々なレベルのものがありますが、高度の技術は特許法で保護し、低度の技術は実用新案法で保護するという２つの法律の役割分担を図っているのです。したがって、発明より「**比較的簡単な技術**」でも、実用新案権を取得することができます。

【考案の３つの要件】
①「**自然法則を利用している**」こと
②「**技術的思想**」であること
③「**創作性**」があること

２．考案の３つの種類

上記のような実用新案法が保護する考案には、以下の３種類の考案があります。実用新案法は、比較的簡単な技術を保護するための法律であるため、「**物**

品に関する考案」を保護の対象にしています。物品とは、以下のような形状・構造・組み合わせを備えることができる物のことです。

・物品の形状に関する考案

外部から観察できる物品の外形に関する考案のことです。

例）風が吹いても倒れないように重心を低い位置においた形状の自転車

・物品の構造に関する考案

考案を構成する部品や材料などについての有機的な連結や結合に関する考案のことです。

例）片方が失くならないようにお互いをくっつけるために磁石を取り付けたヘアピン

・物品の組み合わせに関する考案

本来は独立した形態を備える複数の物品からなるものの、それらを使用する際にお互いに関連し合って新しい使用価値を生じさせる考案のことです。

例）新しいカードゲームに使用するカードのように、同じ種類の物品の組み合わせもあれば、新しいボードゲームに使用する駒と盤のように、異なる物品の組み合わせもあります。

一方、以下のようなものは、物品に関するものではないため、たとえ特許庁に出願を行っても実用新案登録を行うことができません。これらは、特許法における発明として保護されることになります。

・「物」とは全く別のカテゴリーに属する考案

例）磁石付きヘアピンの磁石の取り付け具合を検査する方法、ヘアピンに磁石を取り付けて磁石付きヘアピンを製造する方法

・「物」であっても一定の形態を備えていないもの

例）新規な化学物質の化学構造に関するアイデア

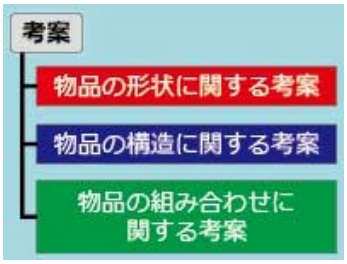

３．実用新案登録要件

上記のような実用新案法が規定する考案の要件を満たすだけでは、特許庁に出願を行っても、有効な実用新案権を取得することはできません。有効な実用新案権を取得するためには、実用新案法が定めるさまざまな「実用新案登録要件」を満たす必要があります。以下では５つの主な要件についてご説明します。

実用新案法は、特許法とは異なり、特許庁の審査官が審査を行わずに実用新案登録を行う制度です。しかし、実用新案登録の要件を満たしていないと、実

用新案権を取得することができたとしても、特許庁の無効審判で権利が無効になってしまったり、他社に権利を行使することが制限されたりしてしまいます。

１つ目の実用新案登録要件は「**産業上利用可能性**」です。これは、その考案が広い意味での産業の分野で事業としての実施ができることです。ここでいう「**産業**」とは広い意味に解釈されており、製造業だけでなく、鉱業、農業、漁業、運輸業、通信業、金融業、またはサービス業なども含まれます。

ただし、考案が実際に産業上利用されている必要はなく、近い将来産業上利用される可能性があれば十分です。つまり、実際にその考案を利用して製品を作っているといった必要はないのです。以下の２つの考案は、産業上利用可能性がないため、実用新案権を取得することができません。

・その考案が事業として利用できない考案

例）自分の眉毛を上手にカットする装置のような個人的にのみ利用される発明、あるいは学術的または実験的にのみ利用される発明

・実際上明らかに実施できない考案

例）世界中に糸を張り巡らせて世界中の人々と会話ができる糸電話

２）新規性

２つ目の実用新案登録要件は「**新規性**」です。新規性とは、実用新案登録出願時における考案の客観的な新しさのことです。新規性があるか否かは、特許庁に実用新案の出願書類を提出した何時何分まで考慮して判断されます。

また、新規性があるか否かは、日本国内外で生じた事実を基準として判断されます。例えば、日本で開催された博覧会に出展された考案はもちろん、米国で開催された博覧会に出展された考案にも新規性はありません。日本では、以下の４つの考案が新規性のない考案として取り扱われています。

・公然知られた考案（公知考案）

不特定の人に秘密でないものとして知られた考案のことです。

・公然と実施された考案（公用考案）

不特定の人に秘密でないものとして実施されている考案のことです。

・頒布された刊行物に記載された考案（刊行物公知考案）

新聞・雑誌・特許公報など各種の情報伝達媒体に掲載されている考案のことです。

・電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった考案（インターネット公知考案）

インターネット上に公開されているウェブサイトに掲載されている考案のことです。

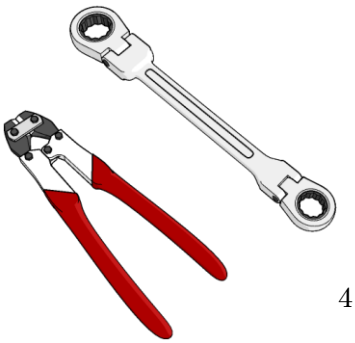

３）進歩性

３つ目の実用新案登録要件は「**進歩性**」です。進歩性とは、その考案が属する技術分野の専門家であっても、実用新案の出願時における技術水準から極めて簡単に考案を行えないことです。進歩性があるか否かも、上記の新規性と同様に、実用新案の出願時を基準として判断され、日本国内外で生じた事実を基準として判断されます。

特許要件と実用新案登録要件はよく似ていますが、進歩性の要件については、実用新案登録に当たっては特許よりも低いレベルの進歩性を満たしていればよいとされています。これは実用新案法が比較的簡単な技術を保護するための制度だからです。

進歩性があるか否かは、その発明の技術分野における通常の知識を有する者（当業者）を基準として判断されます。例えば、先ほどの磁石付きヘアピンの考案でいえば、ヘアピンの製造技術者を基準として判断されます。

そして、この当業者が新規性のない考案に基づいて通常の創作力を発揮することで、その考案を簡単に思い付けたか否かを基準として、特許庁に出願された考案に進歩性があるか否かが判断されます。

例えば、ヘアピンの製造技術者が、従来のヘアピンから先程の磁石付きヘアピンを簡単に思い付ける場合、磁石付きヘアピンは進歩性がないため実用新案権を取得することができません。一方、従来のヘアピンから磁石付きヘアピンを簡単に思い付けない場合、磁石付きヘアピンは進歩性があります。

４）先願主義

４つ目の実用新案登録要件は「**先願主義**」です。これは、同じ技術について２件以上の実用新案登録出願または特許出願があった場合、最も早く特許庁に出願を行った者に権利を与えるという考え方です。

例えば、磁石付きヘアピンについて、Ｘ社が実用新案を出願した翌日に、Ｙ社も実用新案を出願した場合は、Ｘ社が磁石付きヘアピンの実用新案権を取得することができます。また、Ｘ社が実用新案を出願した日と同じ日にＹ社も実用新案を出願した場合には、Ｘ社もＹ社も磁石付きヘアピンの実用新案権を取得することはできません。

５）不登録事由

５つ目の実用新案登録要件は「**不登録事由**」に該当しないことです。日本では、アヘン吸引具や偽札製造機のように、公序良俗（社会秩序および社会道徳）、

または公衆衛生（国民の健康）を明らかに害するおそれがある考案は、実用新案権を取得することができないとされています。

４．実用新案権の主体

実用新案権を取得するためには、特許庁に実用新案を出願した者がその考案について「**実用新案登録を受ける権利**」を保有していなければなりません。この権利は、考案者が考案を完成させてから、出願人が実用新案権を取得するまで、その考案を仮に保護するための権利です。

実用新案登録を受ける権利は、考案者が考案を完成させたのと同時に、考案者に自動的に発生する権利です。よって、実用新案登録を受ける権利を取得するために、特許庁に対する申請や出願といった官公庁における手続などを行う必要はいっさいありません。

「**考案者**」とは、考案を創作する行為に現実に加わった者のことをいいます。よって、以下のような者は、考案に関わっているものの、考案を創作したとはいえないため、考案者には該当しません。

・法人

例）会社、研究所、官公庁、組合、その他の各種団体など

・補助者

例）考案を完成させるための実験や設計を手伝ったにすぎない者

・助言者

例）考案者である学生に対して考案の簡単なアドバイスを行った教員

・指示者

例）考案者である部下に対して考案することを命じた上司

・後援者

例）考案者に対して考案に必要な資金や設備を援助したにすぎない者

ただし、実用新案登録を受ける権利は売買や相続といったかたちで、他人に移転することができます。したがって、考案者でない者が実用新案登録出願を行う場合には、考案者からこの権利を譲り受ける必要があります。企業内で社員が考案を行った場合であっても、企業はその社員から実用新案登録を受ける権利を譲り受けなければなりません。

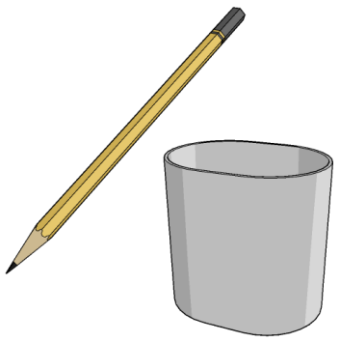

Ⅱ．実用新案のメリット

１．迅速な手続のメリット

実用新案権を取得するメリットの１つ目は「迅速な手続」です。特許法も実用新案法も技術を保護している法律ですが、実用新案は特許よりも迅速に法律上の保護を獲得することができます。

実用新案の手続では、特許の取得手続におけるような、特許庁の審査官による考案に新規性があるか否かといった実体審査は行われません。実用新案の登録に際しては、出願書類が整っているか否かといった方式審査、および考案に該当するか否かといった基礎的要件審査だけが行われます。

このように、実用新案法は迅速な手続によってアイデアに法的な保護を与えますから、早期に市場に投入する製品に用いられる技術などは、特許権より実用新案権を取得する方が有利な場合もあります。

２．低額な費用のメリット

実用新案権を取得するメリットの２つ目は「低額な費用」です。特許庁で実用新案登録を行う際、特許権を取得するときのような特許庁の審査官による実体審査は行われません。

そうすると、実用新案の場合、特許庁に支払う費用としては出願料と登録料だけがかかり、実体審査を受けるための出願審査請求料はかかりません。また、実用新案登録の手続を特許事務所に依頼した場合であっても、実体審査に関して弁理士に支払う手数料はかかりません。

したがって、実用新案法では特許法よりも低額な費用で法的保護を受けられます。試験的に市場に投入する製品の技術などは、高額な費用のかかる特許より低額な費用で済む実用新案の方が有利な場合があります。

３．考案の防衛のメリット

実用新案権を取得するメリットの３つ目は「考案の独占」です。実用新案権とは、権利を保有する実用新案権者だけが権利を取得した考案を製品化して販売するなどして実施できる独占的な権利だからです。

したがって、自社のアイデアについて、特許庁に出願を行って実用新案の登録をしておけば、自社の考案と同様の考案を実施している他社に対して、自社の実用新案権の侵害を主張することができます。

また、自社の技術と類似の技術を他社も開発している可能性があります。自社がその技術について先に特許庁に出願して実用新案登録をしておけば、他社が類似の技術について先に特許などを取得してしまい、自社がその技術を利用できなくなってしまうといった事態を回避できます。

４．利益確保のメリット

実用新案権を取得するメリットの４つ目は「利益の確保」です。考案は会社にとって重要な知的財産の１つですが、実用新案の登録をしていないアイデアは他社に模倣されやすいという問題があります。

実用新案権という自社の技術を独占できる権利を取得しておけば、実用新案法による保護を受けられます。つまり、実用新案登録を行った技術を他社に真似されることなく、自社だけで実施する利益を確保できます。

また、自社の技術に実用新案権という明確な権利を取得しておけば、自社の考案を他社に譲渡したりライセンスしたりするときに、契約を円滑に行うことができます。そうすると、他社に実用新案権の譲渡やライセンスを行うことで、より大きな利益を確保することができるのです。

Ⅲ. 実用新案登録の手続

１．実用新案登録出願前の手続

技術に関する新しいアイデアを考え出し、実用新案権を取得したいとお考えであれば、その考案が実用新案登録を行うための要件を満たしているか否かの「**事前の検討**」が必要です。実用新案登録の要件を満たしていなければ、特許庁に出願を行っても、有効な実用新案権を取得することはできないからです。

特に、すでに同様の技術について、他人が特許権や実用新案権を取得しているか否か、雑誌や書籍といった刊行物あるいはウェブサイトに掲載されているか否かについて「**先行技術調査**」を行うことが必要です。

他人が特許権や実用新案権を取得している技術あるいは特許出願から一定の期間を経過した技術は、特許庁が発行する公報に掲載されています。この公報は「特許情報プラットフォーム」のウェブサイトにて、一般の方でも自由に検索・閲覧することができます。

以上の検討を踏まえて、実用新案権を取得できるアイデアだと思われたら、特許庁に提出する出願書類一式（願書・実用新案登録請求の範囲・明細書・図面・要約書）を作成します。

そして、出願書類の提出と出願料および登録料の納付を行って、特許庁に「**実用新案登録出願**」を行います。特許庁への手続は、紙媒体でも行えますが、専用のソフトウェアで電子的に行うこともできます。

２．実用新案登録出願後の手続

特許庁は出願人から出願書類を受領すると、出願書類が実用新案法の定める様式に従っているか否か、出願料や登録料が納付されているか否かといった形式的な要件（方式要件）に関する審査を行います。実用新案法におけるこのような要件の審査を「**方式審査**」と呼びます。

次に、特許庁はその出願が実用新案登録を行うために十分な必要最低限の要件を備えているか否かについて「**基礎的要件審査**」を行います。実用新案法が定める基礎的要件は以下の５つです。

１）実用新案法が保護している「**考案**」に出願の対象が該当すること

２）「**物品の形状・構造・組合せ**」に関する考案に該当すること

３）「社会秩序・社会道徳・公衆衛生を害するおそれがある考案」（例、偽札専用印刷機）に該当しないこと

４）一件で複数の考案を出願する場合は「単一性」（一定の技術的な関連性）がある考案に該当すること

５）出願書類に実用新案法が定める必要事項が記載されており、かつ、その記載が著しく不明確な記載になっていないこと

その出願が上記の方式要件や基礎的要件を満たしていれば、実用新案登録が行われることになります。一方、その出願がこれらの要件を満たしていない場合、特許庁は出願人に「手続補正命令」を行います。

手続補正命令が行われた場合、出願人がその命令に沿って出願書類を補正したり、出願料や登録料を納付したりして、適切に対応すれば実用新案権を取得することができます。一方、出願人が手続補正命令に適切に対応しなければ、その出願は却下されます。

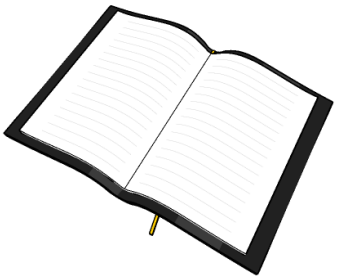

３．実用新案登録に向けた流れ

実用新案登録出願は、特許出願とは異なり、特許庁の審査官による「実体審査」が行われません。つまり、実用新案登録出願は産業上利用可能性・新規性・進歩性といった実用新案登録を行うための各種の要件を満たしているか否かについての審査が行われないのです。実用新案制度も特許制度も技術を保護する制度ですが、このような実体審査を行うか否かについて大きな違いがあります。

したがって、実用新案登録出願は上記のような方式要件と基礎的要件審査をクリアすれば「実用新案登録」を受けることができます。特許庁が実用新案権の設定登録を行った際に、実用新案権が発生します。

実用新案登録を行った考案について特許庁が登録実用新案公報に掲載することで、特許庁における実用新案登録手続は終了します。実用新案登録出願から実用新案権の取得までは約２ヵ月かかっています。

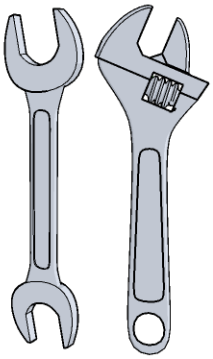

４．特許手続のフロー

以上にご説明した特許庁における実用新案登録出願から実用新案権の取得までの実用新案登録手続の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようにまとめることができます。

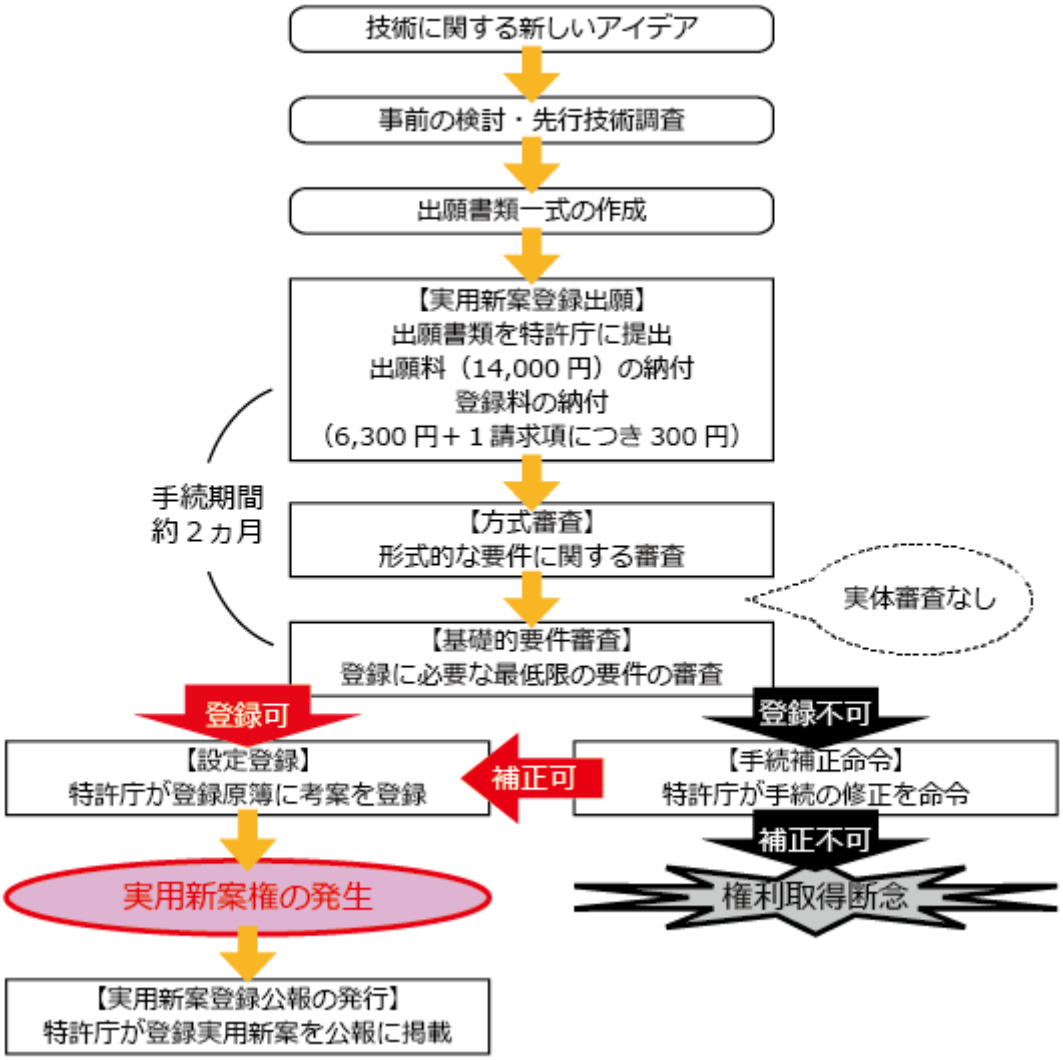

Ⅳ．実用新案の費用料金

１．実用新案登録の官公庁費用

実用新案権を取得するための「**費用**」として、まず、特許庁に支払う「**官公庁費用**」がかかります。この費用は、特許庁における実用新案登録の手続について、特許事務所や弁理士にその代行を依頼せず、お客様ご自身で行われる場合であってもかかる費用です。

官公庁費用としては出願料と登録料の２種類の特許印紙代がかかります。まず、「**出願料**」とは特許庁に対して実用新案登録の出願を行うための費用であり、その金額は一律に 14,000 円です。

次に、「**登録料**」とは特許庁で実用新案権を取得するための費用であり、最低でも３年分を納付しなければなりません。登録料の金額は 6,300 円＋300 円×請求項の数です。実用新案登録の場合、出願料と登録料は、いずれも特許庁に出願を行う時に納付しなければなりません。

なお、複数のアイデアを１件の出願にまとめて出願することもできます。ただし、１つの請求項には１つのアイデアしか記載できません。よって、複数のアイデアを出願すると請求項が増えるため、登録料が高くなります。

そうすると、実用新案権を取得するための最低限の官公庁費用としては、（出願料）14,000 円＋（登録料）6,300 円＋300 円×請求項の数＝（合計）20,600 円かかることになります。

実用新案権は、特許庁に実用新案の出願を行った日から最長で 10 年間維持することができます。しかし、実用新案権を維持するためにも、特許庁に登録料（年金）を支払わなければなりません。

実用新案権を維持するための登録料の金額は、以下の表のとおりです。実用新案権の登録から年数が経つにつれて、登録料の金額が上昇していく料金体系になっています。なお、２年分といったように、複数年分を納付することもできます。

実用新案権の取得や実用新案登録の維持に必要な官公庁費用の詳細につきましては、特許庁のウェブサイト「産業財産権関係料金一覧」もあわせてご参照ください。

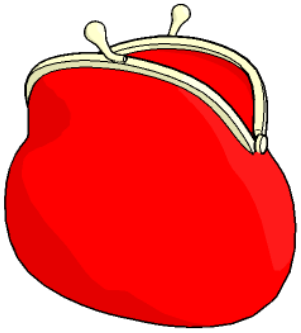

特許権を維持するための特許料	
特許の登録からの年数	1年分の特許料の金額
第1年から第3年まで	4,300円＋（300円×請求項の数）
第4年から第6年まで	10,300円＋（800円×請求項の数）
第7年から第9年まで	24,800円＋（1,900円×請求項の数）
第10年から第25年まで	59,400円＋（4,600円×請求項の数）

２．実用新案登録の弁理士費用

次に、お客様が特許庁における実用新案権を取得するための手続を特許事務所に依頼した場合に、弁理士に支払う「**代理人費用**」についてご説明します。代理人費用は、一般に、特許庁に実用新案を出願した際に支払う「**出願手数料**」と、実用新案が登録された際に支払う「**成功報酬**」の二段階で支払われます。

ここで、日本弁理士会が調査した「特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート」では、代理人費用の金額について、以下のような回答結果が得られています。

他の特許事務所に実用新案登録の手続をご依頼された場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料265,896円＋成功報酬60,934円＝326,830円［他特許事務所］です。

当特許事務所へと実用新案登録の手続をご依頼された場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料150,000円＋成功報酬50,000円＝200,000円［当特許事務所］です。

そうすると、特許庁に支払う官公庁費用と弁理士に支払う代理人費用を合計した実用新案権の取得に必要な費用の総合計額は、以下の表にまとめることができます。官公庁費用は最低限必要な金額です。

特許取得費用の比較			
ご料金の比較	官公庁費用	代理人費用（税込）	合計
他特許事務所	20,600円	359,513円	380,113円
当特許事務所	20,600円	220,000円	240,600円

３．当特許事務所の弁理士費用

特許事務所の弁理士に特許法に関する手続をご依頼いただいた場合の「ご料金表」を以下にお示しします。

・先行技術調査
弁理士が従来技術を調査し実用新案権の取得可能性について報告します。
・実用新案登録出願
弁理士が実用新案登録出願に必要な書類を作成して特許庁に提出します。
・補正書の提出
出願書類をはじめ特許庁に提出した各種の書類について修正を行います。
・優先権の主張
先に出願したアイデアに別のアイデアを追加して実用新案を出願します。
・出願の分割
複数のアイデアが含まれている実用新案の出願を分けることができます。
・出願の変更
実用新案登録出願から特許出願や意匠登録出願に出願形態を変更します。
・実用新案技術評価の請求
実用新案権が有効な権利か否かについて特許庁に対して鑑定を求めます。
・実用新案登録
実用新案登録の手続が完了し実用新案権が発生したことをご連絡します。
・登録料の納付（権利管理）
実用新案権の維持についてお客様へのご連絡と登録料の納付を行います。
・実用新案権の契約書作成
他社との間で実用新案権のライセンスや移転の契約書の作成を行います。
・実用新案権の調査鑑定
お客様の製品が他社の有する知的財産権に抵触するか否かを調査します。
・実用新案権の紛争解決手続
知的財産仲裁センターなどでの実用新案権の紛争解決手続を代行します。

実用新案登録のご料金表	
お手続の内容	基本手数料額（消費税込み）
実用新案に関するご相談	無料
先行技術調査	22,000 円～44,000 円
実用新案登録出願	165,000 円（先行技術調査料を含む）
補正書の提出	55,000 円

優先権の主張	165,000 円
出願の分割	110,000 円
出願の変更	110,000 円
実用新案技術評価の請求	11,000 円
実用新案登録（成功報酬）	55,000 円
登録料の納付（権利管理）	8,250 円
実用新案の契約書の作成	55,000 円
実用新案権の調査鑑定	165,000 円
実用新案権の紛争解決手続	165,000 円

４．弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、すでにご自身で先行技術調査を行ったお客様、ご自身で出願書類を準備していただいたお客様、そして関連する技術について複数件の実用新案登録出願をご依頼いただいたお客様を対象として、実用新案登録手続にかかる当特許事務所のご料金の「割引制度」をご用意しております。

・先行技術調査割引

お客様にてご自身のアイデアがすでに公開されている技術であるか否かについて調査を行っており、当弁理士による調査が不要な場合、当特許事務所の出願手数料 15 万円から最大で 3 万円お値引きします。

・出願書類作成割引

実用新案の出願を行うために必要な図面などの出願書類をお客様にて準備していただき、当弁理士による書面の作成が必要でない場合、当特許事務所の出願手数料 15 万円から最大で 3 万円お値引きします。

・複数件ご依頼割引

これまでに当特許事務所にご依頼いただいた特許出願や実用新案登録出願と技術的に関係のある実用新案の出願につきましては、当特許事務所の出願手数料 15 万円から最大で 3 万円お値引きします。

Ⅴ.実用新案の申請様式

１．実用新案登録の申請の書式

特許庁で実用新案登録を行って実用新案権を取得するためには、実用新案法に定められた一定の書式に基づく「**出願書類**」を特許庁に提出しなければなりません。きちんとした出願書類を作成しないと、実用新案権を取得できなかったり、権利を取得できても自分に不利な内容になったりすることがあります。

実用新案登録出願を行うためには、願書・明細書・実用新案登録請求の範囲・図面・要約書からなる５つの出願書類を特許庁に提出する必要があります。

特許庁への書面の提出は、紙媒体で作成した書面を特許庁に持参したり郵送したりするほか、専用のソフトウェアを用いてインターネットを通じて行うことができます。ただし、紙媒体で作成した書面を特許庁に提出した場合は、特許庁で願書を電子化するための「**電子化手数料**」（１件当たり 2,400 円＋800 円×枚数）が別途かかりますので注意してください。

【用紙の大きさ】

出願書類の用紙はＡ４用紙（横２１ｃｍ・縦２９．７ｃｍ）を用います。

【文章の書き方】

文章は左横書き・１行は３６文字・１頁につき２９行以内で記載します。

【文字の表し方】

文字は全角文字・黒色・１０～１２ポイントの大きさにより記載します。

【ページ数記入】

複数枚からなる書類は各ページのヘッダー右端にページ数を記入します。

【見出しの括弧】

書類の見出しは「【書類名】実用新案登録願」のように【】を付けます。

２．実用新案登録の願書の項目

特許庁に実用新案登録の出願を行う際に必要となる書類の１つ目は「**願書**」です。願書は「出願人は誰なのか」「考案者は誰なのか」「書類の提出日はいつか」「考案が含まれる技術分野はどこか」といった形式的な事項を記載するための書類です。願書に記載する必要がある主な記載事項は以下の９項目です。

【書類名】

願書の書類の表題を記載すべき箇所に「実用新案登録願」と記載します。

【整理番号】

その実用新案登録出願を区別しやすいように、ローマ字・算用数字・ハイフンなどを用いた 10 字以下の記号を記載します。

【提出日】

特許庁に対し実用新案登録出願の書類一式を提出する日付を記載します。

【あて先】

実用新案登録出願の相手方となる「特許庁長官殿」と記載してください。

【国際特許分類】

実用新案登録を申請する考案が含まれる分野の国際特許分類を記載します。国際特許分類とは国際的に用いられている技術のグループ分けのことです。国際特許分類は「特許情報プラットフォームのウェブサイト」で調べることができます。ヘアピンに関する考案を出願する場合は、ヘアピンが含まれる分類である「Ａ４５Ｄ８／００」と記載します。

【考案者】

実用新案登録を出願する考案を考え出した考案者の住所または居所および氏名を記載します。その考案に関わった人が複数いる場合は、その全員を考案者として記載します。

【実用新案登録出願人】

実用新案登録出願を行って将来実用新案権を取得することになる出願人の住所または居所および氏名または名称などを記載します。考案者と出願人が同じ人である必要はありません。また、他社と共同で出願して実用新案権を取得するような場合は、その全員について記載します。

【代理人】

特許庁における実用新案登録手続を弁理士に依頼した場合、代理人となった弁理士の住所または居所および氏名または名称などを記載します。

【提出物件の目録】

願書とあわせて特許庁に提出する明細書・実用新案登録請求の範囲・図面・要約書について各書類の名称を記載します。また、弁理士に実用新案登録手続を依頼した旨の委任状といったその他の書面をあわせて特許庁に提出する場合も、その書類の名称を記載します。

３．実用新案権の明細書の記載

特許庁に実用新案登録の出願を行う際に必要となる書類の２つ目は「明細書」です。明細書は「実用新案権を取得したい考案はどのような内容なのか」といったようにアイデアを具体的に説明するための書類です。明細書に記載する必要がある主な記載事項は以下の 11 項目です。

【書類名】
明細書の最上部の書類の表題を記載すべき箇所に「明細書」と記載します。
【考案の名称】
実用新案登録の出願を行う考案を簡単かつ明確に表せる名称を記載します。例えば、ヘアピンに関するアイデアを出願するのであれば、考案の名称に「ヘアピン」と記載します。
【技術分野】
実用新案登録の申請を行う考案が含まれる大まかな技術分野を記載します。例えば、ヘアピンに関する考案を申請するのであれば、技術分野に「本願考案はヘアピンに関するものである」と書きます。
【背景技術】
実用新案登録の出願を行う考案に関連する従来技術について、先行技術文献に関する情報とあわせて記載します。実用新案登録出願を行う際は、前もって先行技術調査を行っているはずですから、その調査で得た情報を記載するわけです。例えば、ヘアピンに関するアイデアを出願するのであれば、従来どのようなヘアピンが提供されてきたのかを述べます。
【考案の概要】
考案の概要には「考案が解決しようとする課題」、「課題を解決するための手段」、そして「考案の効果」という以下の３つの内容を記載します。
【考案が解決しようとする課題】
実用新案登録出願を行う考案が従来の技術が抱えるいかなる問題点を解決しようとしているのかを記載します。例えば「ペアで用いるヘアピンは片方だけがなくなりやすかった」といったように、その問題点を指摘します。
【課題を解決するための手段】
実用新案権を取得したい考案が、上記の従来技術の問題点をどのようにして解決できたのかを記載します。例えば「ヘアピンに磁石を取り付ける」ことでこれを解決したのであれば、その旨を述べます。
【考案の効果】

実用新案登録の申請を行う考案が課題を解決するための手段を講じることによって、どのような効果を発揮できたのかを記載します。例えば「ヘアピンに磁石を取り付けることで、ヘアピン同士を磁着させることにより、片方だけがなくなることが少なくなった」と述べます。

【図面の簡単な説明】

添付する図面が実用新案登録の出願に関して何を描いた図面なのか説明します。例えば、以下のような図であれば「【図１】本願考案に係るヘアピンの概略構造図である」と記載します。

【発明を実施するための形態】

実用新案登録の申請を行う考案が含まれる技術分野における技術者が、その考案を実施できる程度に具体的に考案を説明します。例えば、ヘアピンのアイデアなら、ヘアピンの製造業者などであればそのヘアピンを製造することができるぐらい具体的にそのヘアピンを説明します。

【符号の説明】

添付した図面に記載した「符号」の意味を説明します。例えば、以下の図でいうと「２」がヘアピンに取り付けた磁石を示す場合は「２　磁石」と記載します。

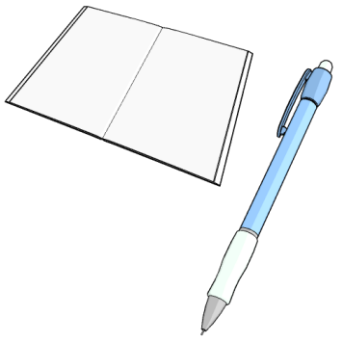

４．実用新案登録の請求の範囲

特許庁に実用新案登録の出願を行う際に必要となる書類の３つ目は「**実用新案登録請求の範囲**」です。この書類は「将来実用新案権を取得したい技術は何か」といったように、実用新案権で独占できる範囲を決めるための書類です。この書類を作成する際の注意事項は以下の５つです。

【書類名】

書類の最上部にある表題に「実用新案登録請求の範囲」と記載します。

【明細書の記載との関係】

「実用新案登録請求の範囲」に記載する考案は、上記の明細書における「考案の詳細な説明」の欄の記載されている必要があります。

【明瞭な記載であること】

実用新案権を取得したいアイデアを明瞭に記載しなければなりません。

【簡潔な記載であること】

関連するアイデアであれば、複数のアイデアを１件にまとめて出願することもできます。１つの考案は１つの「請求項」に記載する必要があります。その請求項の記載が冗長であってはなりません。

【請求の範囲の記載指針】

「実用新案登録請求の範囲」には出願人が実用新案権を取得したいと考えている考案の内容を過不足なく記載しなければなりません。例えば、上記のヘアピンの考案であれば「磁石を取り付けたことを特徴とするヘアピン」といったように記載すればよいでしょう。

５．実用新案登録の図面の記載

特許庁に実用新案登録の出願を行う際に必要となる書類の４つ目は「図面」です。図面は明細書や実用新案登録請求の範囲の内容を図で分かりやすく説明するための書類です。特許出願とは異なり、実用新案登録出願では図面が必須の出願書類とされています。図面を作成する際の注意事項は以下の５つです。

【書類名】

書類の最上部のタイトルを表示する箇所に「図面」と記載してください。

【図面のサイズ】

図面は横 170ｍｍ・縦 255ｍｍの範囲内で作成する必要があります。

【線の幅】

実線の太さは約 0.4ｍｍ、点線・鎖線・切断面を表す平行斜線・符号に付ける引き出し線の太さは約 0.2ｍｍとされています。

【図面の描き方】

実用新案権の取得手続に用いる図面は､原則として製図法にしたがって描き、黒色を用いて鮮明に、かつ容易に消えないように描きます。また、図面に着色することはできません。

【符号の付け方】

図面の特定の箇所を示したい場合は「符号」を記載します。符号は５ｍｍ平方の大きさのアラビア数字を記載して、図面に描いた他の線と区別できるような引出線を描いて付けます。例えば、上記のヘアピンの考案について「２　磁石」を示したい場合は、右の図のように符号を付けます。

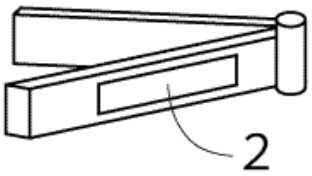

６．実用新案権の要約書の記載

特許庁に実用新案登録の出願を行う際に必要となる書類の５つ目は「**要約書**」です。要約書は実用新案登録の申請を行う考案の概要を記載するための書類です。要約書の主な記載事項は以下の５つです。

【書類名】
書類の最上部のタイトルを表示する欄に「要約書」と記載してください。
【要約書の記載内容】
要約書は実用新案権を取得したい考案の課題と解決手段を記載します。明細書にも記載した事項ですが、400 字以内でその概要を記載します。
【考案の課題】
そのアイデアが解決しようとしている従来技術の問題点を記載します。上記のヘアピンでいえば「ペアで用いるヘアピンであって片方だけがなくなるおそれを低減したヘアピンを提供する」といったように課題を記載します。
【解決手段】
実用新案登録出願を行う考案が、上記の従来技術の問題点を解決した手段の概要を記載します。例えば「ヘアピンに磁石を取り付けることにより、ペアのヘアピンを磁着させることで、片方のヘアピンだけがなくなるおそれを低減した」のであれば、その旨を述べます。
【選択図】
実用新案登録を申請する考案の特徴を最もよく表す図面の番号を「図１」などとして記載します。図面それ自体を記載する必要はありません。選択図として適当な図面がなければ「なし」と記載します。

Ⅵ. 特許実用新案の違い

１．特許と実用新案の保護対象の違い

【実用新案の保護対象の特徴】
① 高度性が不要
② 物品性が必要
③ 進歩性が低くてもよい

「特許制度」は「発明」を保護する制度であるのに対し、「実用新案制度」は「考案」を保護する制度です。発明も考案も「技術的なアイデア」という点では共通しています。しかし、特許権を取得できる発明と実用新案権を取得できる考案とでは、以下の３点で大きく異なります。

第１の違いは「高度性の有無」です。特許法は発明に高度の技術性を備えていることを要求しますが、実用新案法は考案に高度の技術性を備えていることを要求しません。つまり、特許庁で実用新案登録を行う際、その技術に高度性は要求されないのです。

第２の違いは「物品性の有無」です。特許制度が保護する発明には、爪先の布地を二重にして爪先を破けにくくした新型靴下Ａといった物の発明、新型靴下Ａの縫い合わせを検査する方法Ｂといった単純方法の発明、新型靴下Ａの縫製方法Ｃといった生産方法の発明という３種類の発明があります。

このように、特許は実用新案のように物品に関する技術でなければならないという要件がありませんので、物の発明以外の単純方法や生産方法に関する発明も、特許権を取得することができるのです。

これに対し、実用新案制度では、片方が失くならないようにお互いをくっつけるために磁石を取り付けたヘアピンといった物品に関する考案でなければ、特許庁で実用新案登録を行うことができません。このようなヘアピンの検査方法のような単純方法に関する技術やヘアピンの製造方法のような生産方法に関する技術は、実用新案制度では保護されないため、特許制度によってのみ保護されます。

また、物品の形状・構造・組み合わせに関する考案でなければ実用新案登録を行うことができません。例えば、新規な薬品の化学構造に関するアイデアといった一定の形態を備えていない考案も、実用新案権を取得することができないため、特許出願を行わなければなりません。

第３の違いは「進歩性のレベル」です。特許権も実用新案権も、その発明や考案がその分野の技術者にとって従来技術から簡単に思い付くことができないものであるという進歩性を備えていないと取得できません。

しかし、実用新案における進歩性のレベルは、特許における進歩性より低いレベルでよいとされています。つまり、その分野の技術者が従来技術から極めて簡単に思い付くことができなければ、実用新案権を取得できます。

特許と実用新案にこのような違いが設けられているのは、同じように技術的なアイデアを保護する制度であっても、特許が高度の技術を保護するための制度であるのに対し、実用新案は身近なレベルの技術を保護するための制度であるという特許法と実用新案法の役割分担を図るためです。

特許と実用新案の保護対象の違い		
比較対象	特許（発明）	実用新案（考案）
高度性	必要	不要
物品性	不要	必要
進歩性	高レベル	低レベル

２．特許と実用新案の手続費用の違い

【実用新案の手続費用の特徴】
① 実体審査がない
② 手続費用が低額
③ 手続期間が短い

特許法も実用新案法も「方式主義」という考え方を採っているため、特許庁に対し出願を行わなければ特許権や実用新案権を取得することができません。

また、双方とも「書面主義」という考え方を採っているため、特許庁に対する手続は原則として書面で行わなければなりません。そして、双方とも出願書類が様式に沿っているか否かといった方式要件について審査を行う「方式審査」が行われます。

しかし、特許権を取得するためには、特許出願を行った発明が産業上利用性・新規性・進歩性といった実体要件を満たしているか否かについて、特許庁の審査官による「実体審査」をクリアする必要があります。

これに対し、実用新案権の取得には、出願された考案が偽札製造機といった社会秩序を害するおそれがある考案に当たるか否かといった基礎的要件について特許庁が審査する「基礎的要件審査」のみが行われます。つまり、実用新案法には特許法におけるような実体審査は行われません。

よって、実体審査がある特許の場合、特許庁に実体審査を行うように求める出願審査請求を行ってから審査の結果が得られるまでに約 10 ヶ月かかります。これに対し、実体審査がない実用新案の場合、特許庁に出願を行ってから約 2 ヶ月で実用新案権を取得することができます。

また、特許権を取得するためには、上記の実体審査を受けるための出願審査請求料を特許庁に支払う必要があります。一方、実用新案登録には実体審査がないので、実用新案権を取得するために出願審査請求料を特許庁に支払う必要はありません。

よって、特許制度と実用新案制度を比較すると、特許よりも実用新案の方が早期かつ低コストで権利を取得することができます。よって、実用新案制度は早期に製品化する予定のある身近な技術を保護するのに向いています。

ただし、特許法にも、個人や中小企業による出願あるいは一定の技術分野の出願について、上記の出願審査請求料をはじめとする官公庁費用を減額・免除したり、早期に実体審査を行ったりする制度があります。よって、常に実用新案登録の方が早期かつ低コストであるというわけではありません。

特許と実用新案の手続費用の違い		
比較対象	特許（発明）	実用新案（考案）
実体審査	あり	なし
手続費用	高額	低額
手続期間	長期	短期

３．特許と実用新案の権利内容の違い

【実用新案の権利内容の特徴】
① 権利行使が制限される
② 権利行使に責任を負う
③ 保護期間が短い

特許権も実用新案権も、自社が権利を取得した発明や考案を独占的に実施することができるという点では同じです。しかし、特許権と実用新案権とでは、その内容において以下の３点で大きく異なります。

第１の違いは「権利行使の制限」です。上記のように、特許権は特許庁による実体審査をクリアした上で発生する権利です。よって、自社が特許を取得した発明を他社が無断で実施していれば、直ちに自社の特許権を行使して、他社による発明の実施を止めさせることができます。

これに対し、実用新案権は特許庁による実体審査をクリアしないで発生する権利ですから、自社が実用新案権を取得した考案を他社が無断で実施していたとしても、特許権のように、直ちに自社の実用新案権を行使して、他社による考案の実施を止めさせることができないのです。

自社の実用新案権を他社に行使するためには、「実用新案技術評価書」を示して警告しなければなりません。実用新案技術評価とは、実用新案権を取得し

た考案が、実用新案登録の要件を満たしている有効な権利であるか否かについて、特許庁が一種の鑑定を行うことです。

実用新案技術評価書の作成には、特許庁に官公庁費用（４万２千円＋１千円×請求項の数）を支払う必要があるとともに、約２ヶ月の作成期間がかかります。つまり、実用新案権の行使には時間がかかるのです。

第２の違いは「**権利行使に伴う損害賠償責任**」です。特許権の場合、自社の特許権を侵害しているとして損害賠償請求などの権利行使を行った後で、自らの特許が特許庁における特許無効審判によって無効になってしまっても、原則として、特許権者は権利行使について損害賠償責任を負うことはありません。これは、特許権が特許庁における実体審査を踏まえて発生する権利だからです。

これに対し、実用新案権は、特許庁における実体審査を踏まえずに発生する権利です。よって、実用新案権者は、自社の権利を行使する際に、慎重に判断してから実用新案権を行使することが求められるのです。

そのため、他社に権利行使を行った後で、自社の実用新案権が特許庁における無効審判において無効にされてしまった場合、原則として、実用新案権者は権利行使について損害賠償責任を負うことになります。

第３の違いは「**権利の保護期間**」です。特許権は、原則として、特許庁に特許出願を行った日から 20 年間保護されます。これに対し、実用新案権は、特許庁に実用新案登録出願を行った日から 10 年間保護されます。つまり、特許権よりも実用新案権の方が権利の保護期間が短いのです。

このように実用新案権の保護期間が短い理由は、実用新案法の保護対象である考案が、上記の通り、そもそも身近なレベルの技術であるため、より高度な技術にすぐに追い越されてしまうためです。つまり、考案がそもそもライフサイクルの短い技術であるからです。

特許と実用新案の権利内容の違い		
比較対象	特許（発明）	実用新案（考案）
権利行使の制限規定	なし	あり
権利行使に伴う責任	なし	あり
権利の保護期間	長期	短期

４．特許と実用新案の違いのまとめ

上記のように、特許法も実用新案法も発明や考案といった技術を保護する法律であるという点では同じです。しかし、特許には実体審査がありますが、実用新案には実体審査がないという大きな違いがあります。そうすると、特許制度と実用新案制度を比較した場合に、実用新案制度を利用するメリットとデメリットは、次のようにまとめることができます。

まず、実用新案制度を利用するメリットは、特許権を取得するよりも早期かつ低額な費用で実用新案権を取得できることです。一方、実用新案制度を利用するデメリットは、実用新案権を取得したとしても、その権利が無効になる可能性が特許に比べて高いことと、権利の保護期間が短いことです。

実用新案のメリットとデメリット	
メリット	デメリット
早期に保護される	無効の可能性が高い
費用が低額である	保護期間が短い

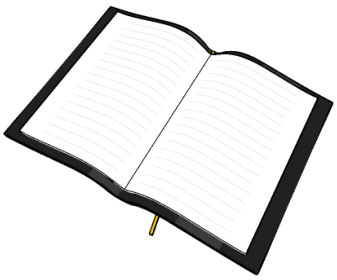

Ⅶ. 実用新案の質問相談

１．実用新案の出願に関するＱ＆Ａ

Ｑ１.日本では､実用新案の出願は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？
Ａ１．日本では、実用新案登録出願は１年間に約５千件行われています（2023年）。

Ｑ２．日本では、特許庁に出願された考案の内、どれぐらいの件数が登録されていますか？
Ａ２．日本では、１年間に約４千７百件の申請が実用新案権を取得しています（2023年）。

Ｑ３．世界の主要国では、実用新案の申請は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？
Ａ３．主要国全体としては、実用新案の出願は１年間に約２８９万件行われています（2021年）。

Ｑ４．世界の主要国で実用新案権の出願件数が多い国はどこですか？
Ａ４．１位が中国で２８５万件、２位がドイツで１万１千件、３位がロシアで９千件です（2021年）。

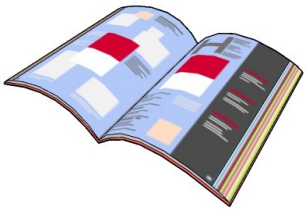

２．実用新案の手続に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．個人が実用新案の出願を行って、実用新案権を取得することはできますか？
Ａ１．個人でも実用新案登録は可能です。個人の出願は１年間に約１千３百件です（2022年）。

Ｑ２．特許庁に対し実用新案登録を申請する際にどのような書類を提出するのですか？
Ａ２．実用新案登録出願に際しては、願書・明細書・実用新案登録請求の範囲・図面・要約書の５つの書類を特許庁に提出する必要があります。特許の出願とは異なり、図面を必ず提出しなければなりません。

Ｑ３．日本では実用新案の出願を行ってからどれぐらいの期間で実用新案権を取得できますか？

Ａ３．実用新案法には特許法におけるような新規性の有無などをチェックする実体審査がありません。そのため、特許庁に出願してから権利を取得するまでには約２ヶ月程度で済んでいます。

Ｑ４．実用新案権の取得にはどのような費用がかかりますか？

Ａ５．実用新案登録には２種類の費用がかかります。まず、特許庁に納付する特許印紙代などの官公庁費用がかかります。また、弁理士に依頼した場合には、特許事務所に支払う代理人手数料がかかります。

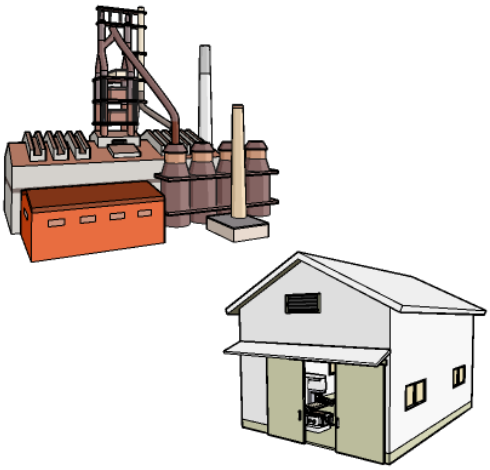

Utility Model

中　川　特許事務所

住所：〒231-0006
神奈川県横浜市中区南仲通３－３５
横浜エクセレントⅢ　５階　Ｅ号室

TEL：045-651-0236　FAX：045-263-9517

E-mail：customer@ipagent.jp

ＵＲＬ：http://www.ipagent.jp

©2024　弁理士　中川 浄宗

本パンフレットは著作権法による保護の対象になります。
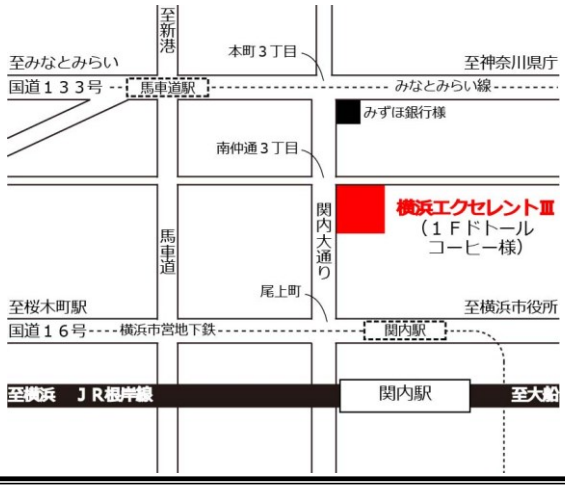
無断で複製・配布・アップロードなどはご遠慮願います。